

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書の添付書類	
■ 生活環境影響調査の結果を記載した書類	
■ 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	
■ 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
■ 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図	
■ 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図	
■ 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 ・技術士資格（化学部門・水道部門・衛生工学部門・他部門、1年以上の実務経験有の者）、公益財団法人日本環境衛生センター認定技術管理士、その他、申請者が廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者の資格を有する者を当該施設に置くことを証する書類。	
■ 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（県様式第1号）	
■ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（県様式第3号）	
■ 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人に関する以下の書類 ・住民票の写しの原本※1 ・登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※2	
■ 申請者に政令で定める使用人（本店又は支店等の代表者等）がある場合は、その者に関する以下の書類 ・住民票の写しの原本※1 ・登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※2	
申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
■ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書（税務署長発行のもの。） ・直前事業年度の有価証券報告書の添付により省略可能	■ 資産に関する調書（県様式第2号）及び直前三年の所得税の納税証明書（税務署長発行のもの。）
■ 定款又は寄附行為、登記事項証明書（履歴事項全部証明書とすること。以下同じ。） ・直前事業年度の有価証券報告書の添付により省略可能	
■ 申請者の役員に関する以下の書類 ・住民票の写しの原本※1 ・登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※2	■ 申請者に関する以下の書類 ・住民票の写しの原本※1 ・登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※2
■ 申請者の株主（全体の5/100以上の株式を有する者）又は出資額の5/100以上の額相当の出資をしている者に関する以下の書類 （個人の場合） ・住民票の写しの原本※1 ・登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※2 （法人の場合） ・登記事項証明書	
■ その他知事が必要と認める書類	

注意）公的機関発行の書類については、三ヶ月以内に発行された原本の提出をお願いします。

※1 住民票の写しの原本については、本籍地記載のもので、外国人にあつては国籍の記載があるものを提出して下さい。また、マイナンバーの記載は不要です。マイナンバー記載のものは受理することができませんので、十分にご注意ください。

※2 申請者等に関し、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類は以下のとおりです。これらのうち1種類を添付してください。

- ①成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局発行）
- ②医師の診断書
- ③認知症に関する試験結果 等

※添付書類の内容によっては、追加書類を求める場合があります。